平成２６年（再イ）第２３号

長崎県長崎市万才町２番９―201号

再生債務者　松尾勇一朗

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年４月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年４月28日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第９３号

埼玉県川越市大字笠幡156番地424

再生債務者　佐藤　幸樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年４月28日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第３７号

石川県白山市千代野西７丁目９番地１

再生債務者　熊田　幸子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年４月28日　　金沢地方裁判所

平成２６年（再イ）第３８号

金沢市白菊町16番１号　コープオリンピア白菊308号

再生債務者　アール電工こと　金田　寛之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年４月28日　　金沢地方裁判所

平成２６年（再イ）第３９号

三重県津市一志町高野36番地14

再生債務者　植松　勝二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年４月28日　　津地方裁判所再生係

平成２６年（再イ）第１４号

香川県小豆郡土庄町小海甲213番地１

再生債務者　那須日出男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年４月28日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年５月15日

日本放送協会　営業局長　松原　洋一

1　競争入札に付する事項

⑴　件名

①　放送受信料の契約・収納業務（神奈川県　川崎市川崎区、幸区の一部）一式

②　放送受信料の契約・収納業務（埼玉県　川越市の一部、坂戸市の一部、鶴ヶ島市）一式

③　放送受信料の契約・収納業務（奈良県　奈良市の一部、生駒市、生駒郡平群町、生駒郡三郷町、北葛城郡王寺町）一式

④　放送受信料の契約・収納業務（福岡県　北九州市若松区、小倉北区の一部、八幡東区、八幡西区の一部）一式

⑵　仕様等　仕様書のとおり

⑶　契約期間　平成27年８月１日から平成30年11月30日までの間

⑷　履行場所　仕様書のとおり

⑸　入札方法　入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）および総合評価のための事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）を提出すること。入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、対象地区内の各放送局・センターの要求水準を達成するために企画提案した施策を実施するために必要となる設備、人材、機材等について、民間事業者自らの費用負担によりこれを準備することとし、これらの費用および付随する事務費その他一切の諸経費を含めた契約金額を見積もることとし、記載すること。（この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の108分の100に相当する金額を記載すること。）併せて、経費の積算内訳書を添付すること。

なお、上記１⑴①「神奈川県川崎市川崎区、幸区の一部」、②「埼玉県川越市の一部、坂戸市の一部、鶴ヶ島市」の２地区のうち、いずれか１つ以上の地区に入札する場合、「入札参加地区」、「受託希望順位」、「同時受託可能地区数」について、入札説明会で配付する別途指定用紙で提出すること。なお、「受託希望順位」については、指定の用紙以外のいずれの提出書類等にも記載しないこと。またプレゼンテーションでの表明も行わないこと。

2　入札に参加する者に必要な資格

⑴　当該契約を締結する能力を有する者（未成年者、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を含む。）および、破産者のうち復権を得ている者。

⑵　次のいずれにも該当しない者。ただし、その事実があった後２年を経過している者を除く。

①　ＮＨＫの調査にあたり、虚偽の申告をしたと認められる者

②　入札または見積もりにあたり、談合を行い、ＮＨＫに不利益を及ぼしたと認められる者

③　契約の履行にあたり、故意に役務を乱雑にし、または役務の品質・提供量につき、不正の行為があったと認められる者

④　法令等の違反行為により、刑事上または行政上の処分を受けた者、または法令等違反行為・不正行為・企業倫理に反する行為等により、著しく社会的信用を失墜させている者

⑤　落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げた者

⑥　監督または検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

⑦　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑧　契約の履行にあたり、債務不履行等による契約の解除事由が存することが認められたため、ＮＨＫから入札への参加を禁止されている期間中の者

⑨　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代表者、役員、代理人、支配人その他の使用人として選任・使用した者

⑩　その代表者、役員、代理人、支配人その他の使用人、入札説明書〔別紙〕「親子会社等の定義」に該当する法人（その代表者および役員も含む。）、または、主要な株主その他実質的に法人の全部もしくは一部を支配する者が、前各号のいずれかに該当する者

⑶　放送法第64条および日本放送協会放送受信規約に基づき放送受信契約の締結が済んでいる者、かつ、受信料の未納がない者であること。

⑷　当該業務に、放送法第64条および日本放送協会放送受信規約に基づき放送受信契約の締結が済んでいる者、かつ、受信料の未納がない者を従事させることができる者であること。

⑸　法人税および消費税等の滞納がない者であること。

⑹　労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等に滞納がないこと。

⑺　実施要項の策定に携わった法人または個人でないこと。

⑻　評価委員会の委員が属する企業またはその企業の子会社および関連会社ならびにそれらの企業の役員および従業員でないこと。

※子会社とは、ある企業に議決権の過半数を実質的に所有されている等の支配されている会社をいう。関連会社とは、ある企業に議決権の20％を実質的に所有されている等の重要な影響を受けている会社をいう。

⑼　ＮＨＫから指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。